

腎代替療法専門指導士の認定 応募要件
一般社団法人日本腎代替療法医療専門職推進協会

腎代替療法の選択を推進し、透析・腎移植患者の ADL QOL 向上を目指すことを目的とする。

① 看護師・保健師、管理栄養士、薬剤師、臨床工学技士、移植コーディネーター、医師（認定医並びに専門医）の資格を有するもの。応募時にすでにそれぞれの学会指定の専門資格を取得している者。

② 過去 10 年以内に通算 3 年以上、腎臓病患者の療法選択指導業務、食事指導、薬剤服薬指導、あるいは腎代替療法（HD,PD,腎移植）の医療現場に直接従事している者で、各専門または認定資格（注1）を有すること。

③ 腎代替療法推進協会への入会
① の資格証明書の提出と受験料の支払い

④ 腎代替療法選択指導に関する 20 単位（1 単位：50 分）の e-ラーニング受講を行い、各受講単位の e-ラーニング試験に全 5 問正解すること。各申請年度で年間 20 単位取得した場合、年度末の申請要件を満たすものとする。

⑤ 上記 20 単位のうち、日本透析医学会年次学術集会総会における、受講単位 1 単位の受講参加を必要とする。学術総会における受講証明書を以て、必須 20 単位の内の 1 単位を取得できる。

以下の各職種のいずれかの専門資格を有する者は所定の必須単位数（20 単位）から若干の減免措置を受けられる。（注1）

慢性腎臓病療養指導看護師（CKDLN）（旧 透析療法指導看護師（DLN））（7 単位免除）、透析看護認定看護師（CN）・腎不全看護認定看護師（CN）（旧 透析看護認定看護師（CN））（7 単位免除）、腎臓病病態栄養専門管理栄養士（1 単位免除）、腎臓病薬物療法専門・認定 薬剤師（1 単位免除）、血液浄化関連専門臨床工学技士（5単位免除）、認定血液浄化関連臨床工学技士（5単位免除）、認定レシピエント移植コーディネーター（6 単位免除）、腎臓病療養指導士（4 単位免除）、日本腎臓学会専門医（8 単位免除）、日本透析医学会専門医（8 単位免除）、日本臨床腎移植学会認定医（8 単位免除）、日本腹膜透析医学会認定医（8 単位免除）、

腎代替療法専門指導士資格 書類審査（注 2、注 3）

(注1)

[慢性腎臓病療養指導看護師](#)(CKDLN)(旧 透析療法指導看護師(DLN))(7 単位免除)

[透析看護認定看護師](#)(CN)・[腎不全看護認定看護師](#)(CN)(旧 透析看護認定看護師(CN))(7 単位免除)

腎臓病病態栄養専門管理栄養士(1 単位免除)

腎臓病薬物療法専門・認定 薬剤師(1 単位免除)

血液浄化関連専門臨床工学技士(5 単位免除)

認定血液浄化関連臨床工学技士(5 単位免除)

認定レシピエント移植コーディネーター(6 単位免除)

腎臓病療養指導士(4単位免除)

日本腎臓学会専門医(8 単位免除)、日本透析医学会専門医(8 単位免除)、日本腹膜透析医学会認定医(8 単位免除)、日本臨床腎移植学会認定医(8 単位免除)

(注2)合格審査

書面審査の合格審査は指導士認定委員会により行われる。

合格した場合には5年間有効。

(注3)資格更新

合格承認更された場合には5年間有効とし、下記 1)-5)を全て満たした場合資格更新が可能である。

- 1) 日本腎代替療法医療専門職推進協会の会員であり、資格認定期間中の会費を全納していること。
- 2) 基盤とする学会(2単位)あるいは関連学会(1単位)の年次集会への参加記録が5年で5単位以上あること(注4)。
- 3) 日本腎代替療法医療専門職推進協会が指定する講習会に5年間で3回以上出席すること。
- 4) 更新時に腎臓移植、並びに在宅透析への研修記録を提出すること(*)。
- 5) 5年間の最終年度では、次の5年間の更新のために、新たに20単位の新規講習単位認定が必要である。

* 腎臓移植、並びに在宅透析への研修記録の基本は、5年間の認定期間において所属施設にて、のべ10例(年2例)以上の在宅自己腹膜灌流指導管理料の算定患者がいること、さらに腎移植に向けた手続き(献腎移植の新規登録または更新、生体腎移植紹介例)が合わせて10例(年2例)以上あることが必要であるが、達成できない場合には、達成に向けた研修記録を提出することで代用できる。

(注4)基盤学会並びに関連学会(基盤学会参加は2単位、関連学会参加は1単位)

日本透析医学会、日本腎臓学会、日本臨床腎移植学会、日本移植学会

日本腹膜透析医学会、日本腎不全看護学会、日本臨床工学技士会

日本病態栄養学会、日本腎臓病薬物療学会 (順不同)